

一 個人所得課税

1 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

（国 税）

(1) 基礎控除

① 基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げる。

② 上記①の見直しの結果、基礎控除の額は次のとおりとなる。

イ 合計所得金額が2,350万円以下である個人 58万円

ロ 合計所得金額が2,350万円を超え2,400万円以下である個人 48万円

ハ 合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下である個人 32万円

ニ 合計所得金額が2,450万円を超え2,500万円以下である個人 16万円

③ 上記①の見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の所要の措置を講ずる。

（注1）上記の改正は、令和7年分以後の所得税について適用する。なお、給与等及び公的年金等の源泉徴収については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用する。

（注2）上記の改正に伴い生ずる公的年金等につき源泉徴収された所得税の額に係る超過額について、当該公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除く。）の支払者から還付等をするための措置を講ずる。

(2) 給与所得控除

① 給与所得控除について、55万円の最低保障額を65万円に引き上げる。

② 上記①の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、令和7年分以後の所得税について適用する。なお、上記②の給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の改正については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等について適用する。

(3) 特定親族特別控除（仮称）

① 居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が123万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から次のとおりの控除額を控除する。

親族等の合計所得金額	控 除 額
58 万円超 85 万円以下	63 万円
85 万円超 90 万円以下	61 万円
90 万円超 95 万円以下	51 万円
95 万円超 100 万円以下	41 万円
100 万円超 105 万円以下	31 万円
105 万円超 110 万円以下	21 万円
110 万円超 115 万円以下	11 万円
115 万円超 120 万円以下	6 万円
120 万円超 123 万円以下	3 万円

② 上記①の控除については、控除額が一定額以上の場合には、給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用できることとする。

③ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記①の改正は令和7年分以後の所得税について、上記②の改正は令和8年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について、それぞれ適用する。なお、給与所得者については令和7年分の年末調整において適用できることとするほか、所要の経過措置を講ずる。

(4) 上記(1)から(3)までの見直しに伴う所要の措置

① 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を58万円以下（現行：48万円以下）に引き上げる。

② ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件を58万円以下（現行：48万円以下）に引き上げる。

③ 勤労学生の合計所得金額要件を85万円以下（現行：75万円以下）に引き上げる。

④ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を65万円（現行：55万円）に引き上げる。

⑤ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和7年分以後の所得税について適用する。

## 2 金融・証券税制

(国 税)

[延長・拡充等]

(1) 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等、特定新規中小企業者とその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等並びに特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例につい

て、次の措置を講ずる。

① 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等、特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等について、次の措置を講ずる。

イ 令和8年1月1日以後に特定株式を払込みにより取得をした居住者等は、その年において生じた特定株式控除未済額がある場合には、所轄税務署長に対し、その年の前年分の所得税額のうち当該特定株式控除未済額に対応する部分の金額の還付を請求することができることとする。この場合において、その取得をした特定株式の取得価額は、その年分の所得税について特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等の適用を受けた金額（ロにおいて「適用額」という。）と本措置の適用を受けた特定株式控除未済額（ロにおいて「適用特定株式控除未済額」という。）との合計額（当該特定株式が特例控除対象特定株式に該当するものである場合には、当該合計額のうち20億円を超える部分の金額）をその取得に要した金額から控除した金額とする。

（注1）上記の「特定株式控除未済額」とは、その年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額と上場株式等に係る譲渡所得等の金額との合計額が、その年中に払込みにより取得をした特定株式に係る控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額に満たない場合におけるその満たない部分の金額のうち、特定新規中小企業者に該当する株式会社等により発行される特定株式に係る控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額に相当する金額をいう。

（注2）上記の措置は、その年の前年分の確定申告書に、特定新規中小企業者に該当する株式会社等により発行される特定株式をその年中に払込みにより取得をする見込みである旨その他の事項を記載した書類を添付して、その提出期限までに提出している等の要件を満たす場合に限り、適用できることとする。

ロ 令和8年1月1日以後に特例適用控除対象特定株式を払込みにより取得をした居住者等は、その取得をした年の翌年中に当該特例適用控除対象特定株式の譲渡をした場合（その譲渡が当該特例適用控除対象特定株式に係る上場等の日以後に行われたものである場合その他一定の場合を除く。）には、当該特例適用控除対象特定株式の取得価額は、当該特例適用控除対象特定株式に係る適用額と適用特定株式控除未済額との合計額（20億円を超える場合には、20億円）をその取得に要した金額（当該適用額と当該適用特定株式控除未済額との合計額が20億円を超える場合には、当該金額から当該超える部分の金額を控除した金額）から控除した金額とする。

ハ 特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等について、上記イ及びロと同様の措置を講ずる。

② 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等並びに特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の適用対象となる沖縄振興特別措置法の指定会社に係る同法の規定に基づく指定期限を2年延長する。

③ その他所要の措置を講ずる。

- (2) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について、次の措置を講ずる。
- ① 廃止通知の提出等により、開設される非課税口座又は非課税口座に設けられる特定累積投資勘定等について、次の措置を講ずる。
- イ 廃止通知の提出等により非課税口座に設けられる特定累積投資勘定については、当該廃止通知の提出等があった日（その勘定を設定しようとする年の1月1日前に当該提出等があった場合には、同日）において設けられることとする。
- ロ 非課税口座開設届出書（勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の添付等がされているものに限る。）の提出により開設された口座につき、その提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長から非課税口座の開設ができない旨の提供を受けた場合には、その開設された口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないこととする。
- ハ 勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の提出等により非課税口座に設けられた勘定につき、その提出等を受けた金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長から特定累積投資勘定の設定ができない旨の提供を受けた場合には、その設けられた勘定は、その設定の時から特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないこととする。
- ② 特定累積投資勘定に受け入れることができる上場株式投資信託の受益権について、次の措置を講ずる。
- イ 累積投資上場株式等の要件のうち上場株式投資信託の受益権の取得対価の額に係る要件について、次の措置を講ずる。
- （イ）当該取得対価の額を1口（取得する受益権が共有持分の割合である場合には、1単位）当たり1万円以下（現行：1,000円以下）に引き上げる。
- （ロ）下記ロにより、累積投資契約により取得する上場株式投資信託の受益権に含むこととされた上場株式投資信託の受益権については、当該受益権の取得対価の額に係る要件を次に掲げる要件とする。
- a 対象商品届出書を提出する日前1月間の公表最終価格の平均が1万円以下であること。
- b 対象商品届出書を提出する日の前日の公表最終価格が1万円以下であること。
- c 一定の場合を除き、対象商品届出書を提出した日以後において公表最終価格が3万円以下であること。
- （注）上記の「公表最終価格」とは、金融商品取引所において公表されたその日における当該上場株式投資信託の受益権の最終の売買の価格等に相当する金額をその一単位当たりの価額として計算した金額をいう。
- ロ 対象となる累積投資契約により取得する上場株式投資信託の受益権には、一定額をもって取得することができる上場株式投資信託の受益権（その口数のうち最も多い口数のものに限る。）につき定期かつ継続的な方法による買付けの委託等により取得するものを含むこととする。
- ③ その他所要の措置を講ずる。
- (3) 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）について、居住者等が次に掲げる日の

いずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、同日において当該居住者等が、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に未成年者口座廃止届出書の提出をしたものとみなすこととする。

① 当該居住者等の未成年者口座に設けられる非課税管理勘定のうち最も新しい年分の勘定に係る非課税期間終了の日（当該勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日をいう。）の翌日又は継続管理勘定に係る非課税期間終了の日（当該居住者等がその年1月1日において18歳である年の前年12月31日をいう。）の翌日のいずれか遅い日

② 令和8年1月1日

(4) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、次に掲げる上場株式等を加える。

① 居住者等が金融商品取引業者等の営業所の長に対し非課税口座開設届出書（勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の添付等がされているものに限る。）の提出をしたことにより開設された口座でその開設の時から非課税口座に該当しないこととされたものにおいて管理されている上場株式等で、その該当しないこととされた日にその金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座に一定の方法により移管されるもの

② 居住者等が金融商品取引業者等の営業所の長に対し勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の提出等をしたことにより非課税口座に設けられた勘定でその設定の時から特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないこととされたものに係る上場株式等で、その該当しないこととされた日にその金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座に一定の方法により移管されるもの

(5) 告知制度について、次の措置を講ずる。

① 次に掲げる告知又は告知書の提出（以下「告知等」という。）をする個人が当該告知等を受ける者に対して当該個人の個人番号の告知又は告知書への記載を要しないこととする措置について、当該告知等を受ける者が、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（以下「口座管理法」という。）に基づき預金保険機構から当該個人の本人特定事項及び個人番号の通知を受けて当該個人の氏名、住所及び個人番号その他の事項を記載した帳簿を備えている場合には、当該個人は、本措置の適用を受けることができることとする。

イ 利子、配当等の受領者の告知

ロ 無記名公社債の利子等に係る告知書の提出

ハ 譲渡性預金の譲渡等に関する告知書の提出

ニ 株式等の譲渡の対価の受領者の告知

ホ 交付金銭等の受領者の告知

- へ 償還金等の受領者の告知
- ト 信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知
- チ 先物取引の差金等決済をする者の告知
- リ 金地金等の譲渡の対価の受領者の告知
- ヌ 特定口座開設届出書の提出をする者の告知
- ル 非課税口座開設届出書等の提出をする者の告知
- ヲ 国外送金等をする者の告知書の提出
- ワ 国外証券移管等をする者の告知書の提出
- カ 国外電子決済手段移転等をする者の告知書の提出

② 次に掲げる告知書の提出をする個人が当該告知書の提出の際に必要な本人確認書類の提示等を要しないこととする措置について、当該告知書の提出を受ける者が、口座管理法に基づき預金保険機構から当該個人の本人特定事項及び個人番号の通知を受けて当該個人の氏名、住所及び個人番号その他の事項を記載した帳簿を備えている場合には、当該個人は、本措置の適用を受けることができることとする。

- イ 国外送金等をする者の告知書の提出
- ロ 国外証券移管等をする者の告知書の提出
- ハ 国外電子決済手段移転等をする者の告知書の提出

③ その他所要の措置を講ずる。

(6) 勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度について、その利子所得等が非課税とされる適格払出しの範囲に、床面積が 40 m<sup>2</sup>以上 50 m<sup>2</sup>未満の認定住宅等（認定住宅、Z E H水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいう。）のうち令和 7 年 12 月 31 日までに建築確認を受けたものの新築等に係る費用の支払のための払出しを加える。

### 3 子育て支援に関する政策税制

(国 税)

(1) 生命保険料控除について、次の見直しを行う。

① 新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合には、令和 8 年分における当該一般生命保険料控除の控除額の計算を次のとおりとする。

年間の新生命保険料	控 除 額
30,000 円以下	新生命保険料の全額

30,000 円超 60,000 円以下	新生命保険料 × 1 / 2 + 15,000 円
60,000 円超 120,000 円以下	新生命保険料 × 1 / 4 + 30,000 円
120,000 円超	一律 60,000 円

② 旧生命保険料及び上記①の適用がある新生命保険料を支払った場合には、一般生命保険料控除の適用限度額は 6 万円（現行：4 万円）とする。

③ 上記①の見直しに伴い、給与所得者の保険料控除申告書等についてその記載事項の見直しを行う。

④ その他所要の措置を講ずる。

（注）一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は 12 万円とする（現行と同じ。）。

(2) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずる。

① 特例対象個人が、認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得（以下「認定住宅等の新築等」という。）をして令和 7 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を次のとおりとして本特例の適用ができることとする。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	5,000 万円
Z E H 水準省エネ住宅	4,500 万円
省エネ基準適合住宅	4,000 万円

② 認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件の緩和措置について、令和 7 年 12 月 31 日以前に建築確認を受けた家屋について適用できることとする。

（注 1）「特例対象個人」とは、個人で、年齢 40 歳未満であって配偶者を有する者、年齢 40 歳以上であって年齢 40 歳未満の配偶者を有する者又は年齢 19 歳未満の扶養親族を有する者をいう。以下同じ。

（注 2）「認定住宅等」とは、認定住宅、Z E H 水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいい、「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいう。以下同じ。

（注 3）「買取再販認定住宅等」とは、認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものをいう。

（注 4）上記について、その他の要件等は、現行の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と同様とする。

(3) 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、次の措置を講ずる。

① 特例対象個人である住宅被災者が、認定住宅等の新築等をして令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合の再建住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を次のとおりとして本特例の適用ができることとする。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	5,000万円
Z E H水準省エネ住宅	
省エネ基準適合住宅	

② 上記(2)②と同様の措置を講ずる。

(注) 上記について、その他の要件等は、現行の東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例と同様とする。

(4) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、当該居住用の家屋を令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合を適用対象に追加し、その子育て対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額（250万円を限度）の10%に相当する金額をその年分の所得税の額から控除することとする。

(注) 上記について、一定の場合には連年適用ができないことその他の要件等は、現行の既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除と同様とする。

#### 4 土地税制

(国 税)

〔廃止〕

帰還・移住等環境整備推進法人に対する土地等の譲渡に係る次に掲げる特例は、令和7年3月31日をもって廃止する（次の(2)の特例は、法人税についても同様とする。）。

(1) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例

(2) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除

#### 5 租税特別措置等

(国 税)

〔延長・拡充〕

- (1) 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講ずる。
- ① 申請書の提出があった日から1月以内に国税庁長官の承認をしないことの決定がなかった場合にその承認があったものとみなす特例（以下「承認に係る特例」という。）について、次の措置を講ずる。
    - イ 対象範囲に、次に掲げる贈与又は遺贈（以下「贈与等」という。）を加える。
      - (イ) 国立健康危機管理研究機構法の施行に伴い同法に基づき設立される国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）に対する贈与等で、その贈与等に係る財産が一定の手続の下で機構の行う研究開発の実施等の業務に充てるための基金に組み入れられるもの
      - (ロ) 準学校法人に対する贈与等で当該準学校法人の理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（その親族等を含む。以下「役員等」という。）以外の者からのもののうち、その贈与等に係る財産が当該準学校法人の基本金に組み入れられるもの
      - (ハ) 新たな公益信託制度における公益信託（以下「公益信託」という。）の受託者に対するその信託財産とするための贈与等で当該公益信託の受託者及び信託管理人（これらの者の理事等を含む。）並びにこれらの者の親族等以外の者からのもののうち、その贈与等に係る財産が一定の手続の下で当該公益信託の受託者の行う公益信託事務に充てるための基金に組み入れられるもの
      - ロ 私立学校法の改正に伴い、全ての学校法人に対する贈与等で当該学校法人の役員等以外の者からのもののうち、その贈与等に係る財産が当該学校法人の基本金に組み入れられるものについて、承認に係る特例の対象とする。
  - ② 贈与等に係る財産を公益目的事業の用に直接供した日から2年以内に買い換える場合であっても、当該財産が上記①の基金又は基本金に組み入れる方法により管理されている等の要件を満たすときは、当該財産の譲渡収入の全部に相当する金額をもって取得した資産を当該方法により管理する等の一定の要件の下で非課税措置の継続適用を受けることができることとする。
  - ③ 特定一般法人が他の公益法人等に非課税承認を受けた財産を贈与した場合における非課税の継続適用措置について、適用対象に、特定一般法人が公益目的支出計画に基づき当該財産を公益信託の信託財産とする場合を加える。
  - ④ 機構に対する財産の贈与等については、国税庁長官の承認の要件について当該贈与等に係る財産がその贈与等があった日から2年を経過する日までの期間内に、機構のその贈与等に係る公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであることを要件とする。
  - ⑤ 公益法人等が贈与等に係る財産をその公益目的事業の用に直接供しなくなった場合において、当該公益法人等が、その旨その他の事項を記載した届出書に当該財産を当該公益目的事業の用に直接供しなくなったことを明らかにする書類を添付して、これを国税庁長官に提出したときは、国税庁長官は当該財産の贈与等に係る非課税承認を取り消すことができることとする。
  - ⑥ 非課税承認の取消しにより公益信託の受託者に対して所得税を課税する場合には、当該取消しにより生じた信託財産に係る所得について、当該受託者の固有財産に係る所得等とは区別して課税することとするほか、所要の措置を講ずる。
  - ⑦ その他所要の措置を講ずる。

- (2) 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の適用期限を3年延長する。
- (3) 被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例の適用期限を3年延長する。
- (4) 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税を課さないこととする。
- (5) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付けによる金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、その事業内容の見直し後も引き続き所得税を課さないこととする。
- (6) 公益法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除制度について、適用対象となる学校法人及び準学校法人が閲覧対象とすべき書類の範囲に、会計監査報告その他一定の書類を加える。

## 6 その他

### (国 税)

- (1) 確定拠出年金法等の改正を前提に、確定拠出年金制度等について次の見直しが行われた後も、現行の税制上の措置を適用する。
  - ① 企業型確定拠出年金制度におけるマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件を廃止する。
  - ② 企業型確定拠出年金の拠出限度額を次のとおりとする。
    - イ 確定給付企業年金制度に加入していない者 月額6.2万円（現行：月額5.5万円）
    - ロ 確定給付企業年金制度の加入者 月額6.2万円（現行：月額5.5万円）から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額
  - ③ 個人型確定拠出年金制度について、60歳以上70歳未満であって現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であって、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額を月額6.2万円とする。
  - ④ 個人型確定拠出年金の拠出限度額を次のとおりとする。
    - イ 第一号被保険者 月額7.5万円（現行：月額6.8万円）
    - ロ 企業年金加入者 月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額（現行：月額2.0万円）
    - ハ 企業年金に未加入の者（第一号被保険者及び第三号被保険者を除く。） 月額6.2万円（現行：月額2.3万円）
  - ⑤ 国民年金基金の掛金額の上限を月額7.5万円（現行：月額6.8万円）とする。
  - ⑥ その他所要の措置を講ずる。

(2) 受益者等の存しない信託である法人課税信託に受益者等が存することとなった場合の所得の金額の計算について、次の見直しを行う。

① 受益者等の存しない信託である法人課税信託が、受益者等が存することとなったことにより法人課税信託に該当しないこととなった場合において、当該法人課税信託が特定法人課税信託であるときは、その信託財産に属する特定株式については、当該特定株式をその該当しないこととなった時における価額により取得したものとみなして、当該受益者等の各年分の各種所得の金額を計算するものとし、当該特定株式のその時の直前の帳簿価額に相当する金額は、当該受益者等のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととする。

(注1) 上記の「特定法人課税信託」とは、その信託財産に属する特定株式に係る発行人等が委託者となる受益者等の存しない信託である法人課税信託で、当該特定株式の発行人の役員等の勤続年数等を勘案して当該役員等が受益者等として指定されるものをいう。

(注2) 上記の「特定株式」とは、一定の譲渡制限付株式以外の株式をいう。

(注3) 上記(注1)の「発行人等」とは、特定株式の発行人、当該発行人の役員等又は当該役員等と特殊の関係のある個人及び法人をいう。

② その他所要の措置を講ずる。

(3) 所得税法及び租税特別措置法等の規定による本人確認の方法について、署名用電子証明書を送信する方法に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定するカード代替電磁的記録を送信する方法によることができることとする。

(4) 退職手当等（老齢一時金（確定拠出年金法の老齢給付金として支給される一時金をいう。以下同じ。）を除く。）の支払を受ける年の前年以前9年以内に老齢一時金の支払を受けている場合には、当該老齢一時金等について、退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例の対象とするほか、老齢一時金に係る退職所得の受給に関する申告書の保存期間を10年（現行：7年）とする。

(注) 上記の改正は、令和8年1月1日以後に老齢一時金の支払を受けている場合であって、同日以後に支払を受けるべき退職手当等について適用する。

(5) 小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除又は地震保険料控除の適用を受ける者は、現行の次に掲げる書類（以下「控除証明書」という。）の添付又は提示に代えて、当該控除証明書の記載事項を記載した明細書を確定申告書の提出の際に添付できることとする。この場合において、税務署長は、確定申告期限等から5年間、当該控除証明書の提示又は提出を求めることができるとし、当該求めがあったときは、その適用を受ける者は、当該控除証明書の提示又は提出をしなければならない。

① 小規模企業共済等掛金控除の証明書

② 生命保険料控除の証明書

③ 地震保険料控除の証明書

(注) 上記の改正は、令和 8 年分以後の確定申告書を令和 9 年 1 月 1 日以後に提出する場合について適用する。

(6) 退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての居住者（現行：退職手当等の支払をする法人の役員である居住者）に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととするほか、当該源泉徴収票の記載事項について所要の見直しを行う。

(注) 上記の改正は、令和 8 年 1 月 1 日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用する。

(7) 社会医療法人制度における認定要件について、関係法令の改正により次の見直しが行われた後も、その見直し後の社会医療法人を引き続き公共法人等（所得税法別表第一）とする。

① 社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の 100 分の 80 を超えることとの要件について、社会保険診療等に係る収入金額の範囲に補助金等に係る収入金額を加えるとともに、計算の基礎となる全収入金額を医療保健業務による収入金額（補助金等に係る収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。）とする。

② 医療診療による収入金額が患者のために直接必要な経費の額に 100 分の 150 を乗じて得た額の範囲内であることとの要件について、現行の医療診療による収入金額及び患者のために直接必要な経費の額の範囲に係る取扱いを法令上明確化するとともに、当該収入金額の範囲に補助金等に係る収入金額を加える。

③ 本来業務に係る費用の額が経常費用の額の 100 分の 60 を超えることとの要件について、現行の本来業務に係る費用の額及び経常費用の額の範囲に係る取扱いを法令上明確化するとともに、下限となる割合を 100 分の 63 とする。

(注 1) 上記の「補助金等に係る収入金額」とは、国又は地方公共団体（以下「国等」という。）から交付される補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除くものとし、国等に代わってその交付に係る事務を行う者から交付されるものを含む。）に係る収入金額及び国等からの委託（国等に代わってその委託に係る事務を行う者からの委託を含む。）を受けて行う事業に係る収入金額であって、医療保健業務（上記②にあっては、本来業務）に係るものをいう。

(注 2) 上記の「医療保健業務」とは、社会医療法人の本来業務及び附帯業務（医業及びこれに類する業務、介護サービスに係る業務並びに障害福祉サービスに係る業務に限る。）をいう。

(8) 社会保険診療報酬支払基金等の改正を前提に、社会保険診療報酬支払基金の業務範囲の見直し等が行われた後も、引き続き公共法人等（所得税法別表第一）とする。

(9) 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の改正を前提に、先端技術研究成果活用機構（仮称）を公共法人等（所得税法別表第一）とする。

(10) 独立行政法人男女共同参画機構法（仮称）の制定を前提に、独立行政法人男女共同参画機構（仮称）を公共法人等（所得税法別表第一）とする。

- (11) 土地改良法の改正により土地改良区、土地改良区連合及び土地改良事業団体連合会の解散時の財産処分に係る見直し等が行われた後も、引き続き公共法人等（所得税法別表第一）とする。
- (12) 日本学術会議法（仮称）の制定を前提に、日本学術会議の法人化により新たに設立される法人を公共法人等（所得税法別表第一）とする。
- (13) 厚生年金保険法の遺族厚生年金等について、厚生年金保険法等の改正を前提に、引き続き次の措置を講ずる。
  - ① 所得税を課さない。
  - ② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。
- (14) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正により引き続き支給されることとなる特別弔慰金について、次の措置を講ずる。
  - ① 所得税を課さない。
  - ② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。
- (15) 新たなワクチン追加後の予防接種法の健康被害救済給付について、所要の法令改正を前提に、引き続き次の措置を講ずる。
  - ① 所得税を課さない。
  - ② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。
  - ③ 障害年金を受けている者等を障害者等に対する少額貯蓄非課税制度の対象者とする。

### 三 法人課税

#### 1 地方創生や活力ある地域経済の実現

##### (国 税)

- (2) 中小企業投資促進税制について、関係法令の改正を前提にみなし大企業の判定における大規模法人の有する株式又は出資から、その判定対象である法人が農地法に規定する農地所有適格法人である場合で、かつ、一定の承認会社とその農地所有適格法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の 50%を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合におけるその株式又は出資を除外した上、その適用期限を 2 年延長する（適用期限の延長は、所得税についても同様とする。）。  
(注) 上記の「一定の承認会社」とは、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法に規定する承認会社のうち地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫がその総株主の議決権の過半数を有しているものをいう。
- (3) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（中小企業経営強化税制）について、次の措置を講じた上、その適用期限を 2 年延長する（次の①の措置及び④の措置を除き、所得税についても同様とする。）。

- ② 関係法令の改正を前提に、特定経営力向上設備等について、上記①イのほか、次の見直しを行う。
- イ 一定の時期に発売された設備で、旧モデル比で経営力の向上の指標が年平均1%以上向上するものであるものの経営力の向上の指標について、単位時間当たり生産量、歩留まり率又は投入コスト削減率のいずれかにより評価することとする。
  - ロ その投資計画における年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備の投資利益率を7%に引き上げる。
  - ハ 次の設備を除外する。
    - (イ) 遠隔操作、可視化又は自動制御化に関する投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（デジタル化設備）
    - (ロ) 暗号資産マイニング業の用に供する設備
- ③ 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の改正を前提に、中小企業等が、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定があったものとみなされる改正後の食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の認定を受けた持続的供給事業活動計画（仮称）に記載された経営力向上設備等の取得等をする場合のその経営力向上設備等について、改正後の本制度の対象とする。
- (4) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、次の措置を講じた上、その適用期限を3年延長する（所得税についても同様とする。）。
- ① 特別償却率を50%に、税額控除率を5%に、それぞれ引き上げる措置について、次の措置を講ずる。
- イ 本措置の対象に、次の要件の全てを満たす場合を加える。
    - (イ) その承認地域経済牽引事業者のその承認地域経済牽引事業が、その承認の際に適合すると認められた地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する同意基本計画において次の要件を満たすものとして指定された業種（以下「指定業種」という。）に該当すること又は指定業種に該当する事業を行う事業者と直接の取引関係を有する一定の事業に該当すること。
      - a その地方公共団体におけるその業種の付加価値額の増加率又はその付加価値額のその県内総付加価値額に占める割合が全国平均に比して一定水準以上であること。
      - b その地方公共団体におけるその業種の売上高の総額、就業者の総数又は給与の総額のいずれかについて、直近5年間の伸び率が10%以上であること。
      - c その地方公共団体において、その業種の振興に関する具体的な目標等を定めており、予算措置等の具体的な取組が実施されていること。
    - (ロ) その承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する減価償却資産の取得予定価額の合計額が10億円以上であること。

(ハ) その承認地域経済牽引事業が1億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであること。

(ニ) その承認地域経済牽引事業について、労働生産性の伸び率及び投資収益率が一定水準以上となることが見込まれること。

ロ 本措置の対象である直前事業年度における付加価値額の増加率が8%以上である場合について、その要件にその承認地域経済牽引事業が1億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであることを加える。

ハ 労働生産性の伸び率が4%以上となることと要件におけるその対象である中小企業者の範囲について、所要の措置を講ずる。

② 機械装置及び器具備品の特別償却率を35%（現行：40%）に引き下げる。

③ 特定地域経済牽引事業施設等に係る投資規模要件を1億円以上（現行：2,000万円以上）に引き上げる。

④ 承認地域経済牽引事業の主務大臣の確認要件について、次の見直しを行う。

イ 対象となる事業類型からサプライチェーンの強じん化に資する類型を除外する。

ロ 要件に、労働生産性の伸び率又は投資収益率が一定水準以上となることと要件を加える。

ハ 先進性に係る要件について、次の運用の改善を行う。

(イ) 労働生産性の伸び率又は投資収益率が一定水準以上となることと確認を不要とする。

(ロ) 先進性が認められない事業の明確化その他の評価委員の評価精度の向上に向けた措置を講ずる。

ニ 減価償却資産の取得予定価額の合計額に係る規模要件を1億円以上（現行：2,000万円以上）に引き上げる。

ホ 対象事業を行う承認地域経済牽引事業者（以下「対象事業者」という。）が取得する予定の減価償却資産の取得予定価額がその対象事業者の前事業年度における減価償却費の額の20%以上の額であることと要件について、次の見直しを行う。

(イ) 前事業年度における減価償却費の額について、会社法の適用のない法人からの出資が過半数である場合の算出方法を明確化する。

(ロ) 前事業年度における減価償却費の額に乗ずる割合を25%に引き上げる。

### 3 その他の租税特別措置等

(国 税)

[拡充等]

(1) 沖縄関連税制のうち次の措置について、主務大臣の確認要件に係る措置期間につき適正化を図った上、それぞれ次の措置を講ずる（特別償却制度は、所得税についても同様とする。）。)

① 沖縄の観光地形成促進地域において特定民間観光関連施設を取得した場合の法人税額の特別控除制度について、対象施設から国際健康管理・増進施設を除外した上、その適用期限を2年延長する。

- ② 沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度について、対象事業からパッケージソフトウェア業を除外した上、その適用期限を2年延長する。
- ③ 沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、対象事業からデザイン業を除外した上、その適用期限を2年延長する。
- ④ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、対象となる国際物流拠点産業集積地域につき次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
  - イ 津嘉山地区、照屋地区及び神里地区（南風原町）並びに友寄地区（八重瀬町）を加える。
  - ロ その全域が対象である那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市及び糸満市の区域につき国際物流拠点産業の集積が見込まれる地区に限定する。

(注) 上記の措置について、認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の廃止に伴う所要の整備を行う。

(2) 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の改正を前提に、産業競争力強化法の事業適応計画（エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関するものに限る。）の認定があったものとみなされる改正後の食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の認定を受けた環境負荷低減事業活動計画（仮称）に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として導入する生産工程効率化等設備の取得等をする場合のその生産工程効率化等設備について、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の対象とする（所得税についても同様とする。）。

(4) 探鉱準備金又は海外探鉱準備金制度について、次の措置を講じた上、その適用期限を3年延長する（探鉱準備金制度は、所得税についても同様とする。）。

① 探鉱準備金又は海外探鉱準備金制度の積立限度額について、当該事業年度開始の日前5年以内に開始した各事業年度における新鉱床探鉱費の額又は国外にある鉱物に係る新鉱床探鉱費の額の合計額が零である場合には、現行の積立限度額から、次のイの金額からロの金額を控除した残額（現行の積立限度額に25%を乗じて計算した金額を限度とする。）を控除することとする。

イ 当該事業年度における次の金額の合計額

（イ）積立後5年を経過した探鉱準備金又は海外探鉱準備金の取崩しにより益金の額に算入される金額

（ロ）探鉱準備金又は海外探鉱準備金の任意の取崩しにより益金の額に算入される金額

ロ 当該事業年度における新鉱床探鉱費の額及び探鉱用機械設備の償却額の合計額又は国外にある鉱物に係る新鉱床探鉱費の額及び海外探鉱用機械設備の償却額の合計額

(注) 上記の改正は、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

- ② 海外探鉱準備金制度における国内鉱業者に準ずる法人の要件のうち「その法人の有する議決権割合が50%以上である外国法人にその法人の役員及びその法人又はその子会社の技術者が派遣されていること」との要件について、役員に重要な使用人を加えるとともに、技術者から重要な使用人を除外する。
- (6) 農業経営基盤強化準備金制度及び農用地等を取得した場合の課税の特例について、次の見直しを行った上、農業経営基盤強化準備金制度の適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。
- ① 農業経営基盤強化準備金制度の積立限度額の計算の基礎となる金額のうち農用地の取得に充てるための金額について、農用地のうち農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の区域においてその法人の利用が見込まれるものの取得に充てるための金額（現行：農用地の取得に充てるための金額）に限定する。
- （注）上記の改正は、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。
- ② 農用地等を取得した場合の課税の特例の対象となる農用地について、農業経営基盤強化促進法に規定する認定計画の定めるところにより取得をする農用地で同法に規定する地域計画にその法人が利用するものとして定められたもの（現行：認定計画の定めるところにより取得をする農用地）に限定する。
- （注）上記の改正は、令和8年4月1日以後に取得をする農用地について適用する。
- ③ 確定申告書等に添付することとされている農林水産大臣の証明書について、その証明書の原本の添付のほか、その写しの添付を可能とする。

〔延長〕

- (1) 沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の適用期限を2年延長する（特別償却制度は、所得税についても同様とする。）。
- （注）上記の措置について、認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の廃止に伴う所要の整備を行う。
- (2) 沖縄の離島の地域において旅館業用建物等を取得した場合の特別償却制度の適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。

〔廃止・縮減等〕

- (1) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、適用期限の到来をもって廃止する（所得税についても同様とする。）。
- (2) デジタルトランスフォーメーション投資促進税制は、適用期限の到来をもって廃止する（所得税についても同様とする。）。
- (4) 特定事業継続力強化設備等の特別償却制度について、対象資産から感染症の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する減価償却資産（サーモグラフィ装置）を除外した上、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。

(6) 特定地域における工業用機械等の特別償却制度のうち次の措置について、対象事業から、コールセンター及び市場等に関する調査の業務並びにその業務により得られた情報の整理等の業務に係る事業を除外した上、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。ただし、次の①の措置は、半島振興法の期限の延長を前提とする。

① 半島振興対策実施地域に係る措置

② 離島振興対策実施地域に係る措置

(7) 医療用機器等の特別償却制度について、医療用機器に係る措置の対象機器の見直しを行った上、制度の適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。

#### 4 その他

##### (国 税)

(4) 通算法人の行った株式分配に係るみなし配当の額の計算の基礎となる分配資本金額等及び資本金等の額から減算する金額並びに通算法人の株主がその通算法人の行った株式分配により完全子法人の株式等の交付を受けた場合の所有株式の譲渡損益の計算の基礎となる完全子法人株式対応帳簿価額について、株式分配の直前のその通算法人の資本金等の額及び株式分配の直前の所有株式の帳簿価額に乗ずる割合につき次の見直しを行う（所得税についても同様とする。）。

① 割合の分子の金額について、その完全子法人の株式の投資簿価修正前の帳簿価額に簿価修正相当額を加減算した金額とする。

② 割合の分母の金額について、株式分配の直前の時において上記の通算法人の有する完全子法人の株式に係る簿価修正相当額を加減算する。

(注1) 上記の「簿価修正相当額」とは、離脱法人の株式を有する通算法人の株式分配の日の属する事業年度の前事業年度終了の時（以下「前期期末時」という。）においてその離脱法人が有する資産の帳簿価額の合計額及び負債の帳簿価額の合計額を株式分配の直前においてその離脱法人が有する資産の帳簿価額の合計額及び負債の帳簿価額の合計額とみなして投資簿価修正の規定を適用した場合の簿価純資産不足額又は簿価純資産超過額に相当する金額をいう。

(注2) 上記（注1）の「離脱法人」とは、他の通算法人（初年度離脱通算子法人及び通算親法人を除く。）のうち上記の株式分配に起因して通算終了事由が生ずるものをいう。

(注3) 上記（注1）の前事業年度終了の時は、上記（注1）の通算法人が株式分配の日以前6月以内に仮決算による中間申告をしていた場合には、その中間申告に係る期間終了の時とする。

(注4) 前期期末時から株式分配の直前の時までの間に上記（注1）の離脱法人の資本金等の額又は利益積立金額（所得の金額及び投資簿価修正に係る金額を除く。）の増減がある場合には前期期末時においてその離脱法人が有する資産の帳簿価額の合計額及び負債の帳簿価額の合計額にその増減額を加減算し、株式分配の直前の時において上記（注1）の離脱法人が有する資産に他の離脱法人の株式がある場合には

前期期末時においてその離脱法人が有する資産の帳簿価額の合計額及び負債の帳簿価額の合計額に他の離脱法人の株式の簿価修正相当額を加減算する。

(注5) 通算法人の行った適格株式分配に係る資本金等の額から減算する金額並びに通算法人の行った分割型分割に係るみなし配当の額の計算の基礎となる分割資本金額等及び資本金等の額から減算する金額並びに通算法人の株主がその通算法人の行った分割型分割により分割承継法人の株式等の交付を受けた場合の所有株式の譲渡損益の計算の基礎となる分割純資産対応帳簿価額についての分割型分割の直前のその通算法人の資本金等の額及び分割型分割の直前の所有株式の帳簿価額に乗ずる割合の計算上含まれる通算子法人の株式の帳簿価額についても、同様とする。

(5) 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度の対象となる国庫補助金等の範囲について、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づく次の補助金等を加える（所得税についても同様とする。）。

- ① 鉱工業技術に関する研究開発の成果の企業化に必要な事業活動に要する資金に充てるための補助金
- ② デジタル・ロボットシステム技術基盤構築事業等に係る助成金

(6) スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律の施行に伴い、同法の課徴金制度における課徴金及び延滞金について、損金算入しないこととする（所得税についても同様とする。）。

(7) 受益証券発行信託に関する会計の見直しを前提に、法人が有する特定受益証券発行信託の受益権（以下「所有受益権」という。）につき元本の払戻しとして金銭の交付を受けた場合における所有受益権の譲渡損益の計算について、その譲渡原価を所有受益権の帳簿価額に元本減少割合を乗じて計算した金額とするほか、所要の措置を講ずる（所得税についても同様とする。）。

(注1) 上記の「元本減少割合」とは、特定受益証券発行信託の元本の払戻しの直前の元本の額のうちに元本の払戻しにより減少した特定受益証券発行信託の元本の額の占める割合をいう。

(注2) 上記の改正は、令和8年4月1日以後に行われる元本の払戻しについて適用する。

(8) リースに関する取引について、次のとおり整備を行う。

- ② リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例は、廃止する。なお、令和7年4月1日前にリース譲渡を行った法人の令和9年3月31日以前に開始する事業年度において行ったリース譲渡について、延払基準の方法（同日後に開始する事業年度にあっては、リース譲渡に係る利息相当額のみを同日後に開始する各事業年度の収益の額とする方法に限る。）により収益の額及び費用の額を計算することができることとするとともに、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度において延払基準の適用をやめた場合の繰延リース利益額を5年均等で収益計上する等の経過措置を講ずる（所得税についても同様とする。）。

- ③ 令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産の減価償却について、リース期間定額法の計算

において取得価額に含まれている残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点で1円（備忘価額）まで償却できることとする（所得税についても同様とする。）。

（注）令和9年3月31日までに締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産（その取得価額に残価保証額が含まれているものに限る。）については、令和7年4月1日以後に開始する事業年度の償却方法につき改正後のリース期間定額法により償却できることとする経過措置を講ずる。

④ その他所要の措置を講ずる。

## 五 国際課税

### 2 外国子会社合算税制等の見直し

（国 税）

内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（外国子会社合算税制）等について、次の見直しを行う。

- (1) 内国法人に係る外国関係会社の各事業年度に係る課税対象金額等に相当する金額は、その内国法人の収益の額とみなして、その事業年度終了の日の翌日から4月（現行：2月）を経過する日を含むその内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
- (2) 申告書に添付又は保存をすることとされている外国関係会社に関する書類の範囲から次に掲げるものを除外する。
  - ① 株主資本等変動計算書及び損益金の処分に関する計算書
  - ② 貸借対照表及び損益計算書に係る勘定科目内訳明細書
- (3) 居住者に係る外国子会社合算税制及び特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例等の関連制度につき、上記（1）及び（2）と同様の見直しを行う。

（注1）上記の改正は、内国法人の令和7年4月1日以後に開始する事業年度に係る外国関係会社の課税対象金額等（その外国関係会社の同年2月1日以後に終了する事業年度に係るものに限る。）について適用する。

（注2）内国法人の令和7年4月1日前に開始した事業年度に係る外国関係会社の課税対象金額等（その外国関係会社の令和6年12月1日から令和7年1月31日までの間に終了する事業年度に係るものに限る。）について、その外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から4月を経過する日を含むその内国法人の同年4月1日以後に開始する事業年度において外国子会社合算税制の適用を受けることができる経過措置を講ずる。

### 3 その他

（国 税）

令和9年に開催される2027年国際園芸博覧会の公式参加者等に係る課税の特例を次のとおり創設する。

- (1) 令和9年に開催される2027年国際園芸博覧会の公式参加者及びその公式参加者の博覧会関連業務（2027年国際園芸博覧会の準備又は運営に関する業務をいう。）を行う一定の外国法人（以下「公式参加者等」という。）並びに博覧会国際事務局の一定の恒久的施設帰属所得等については、法人税を課さない。

(注) 上記の「公式参加者」とは、日本国政府からの2027年国際園芸博覧会への参加の公式の招請を受け入れた国又は国際機関（外国法人に限る。）をいう。

- (2) 公式参加者等に勤務する非居住者等及び博覧会国際事務局の事務局長等である非居住者の一定の給与については、所得税を課さない。
- (3) 上記(1)の公式参加者等又は博覧会国際事務局の法人税の課税対象とされる国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき法人税が非課税とされる場合に確定申告書等の提出を不要とする等の所要の措置を講ずる。

## 七 納税環境整備

### 1 電子帳簿等保存制度の見直し

(国 税)

電子取引（取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいう。以下同じ。）の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、次の見直しを行う。

- (1) 申告所得税、法人税及び消費税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関し、隠蔽し、又は偽装された事実に基づき期限後申告等があった場合におけるその記録された事項に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税の割合を10%加重する措置（以下「電磁的記録に係る重加算税の加重措置」という。）の対象から、特定電磁的記録であって、その保存が次に掲げる要件を満たしている場合（あらかじめ、その特定電磁的記録について届出書を提出している場合に限る。）におけるその特定電磁的記録を除外するほか、所要の措置を講ずる。
- ① その電子取引の取引情報に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができる特定電子計算機処理システム（訂正又は削除を行うことができないものを含む。）を使用してその電磁的記録の授受及び保存を行うこと。
- ② その電子取引の取引情報に係る電磁的記録の記録事項（金額に係るものに限る。）を訂正又は削除を行った上で国税関係帳簿に係る電磁的記録等に記録した場合には、その訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができる特定電子計算機処理システム（訂正又は削除を行った上で国税関係帳簿に係る電磁的記録等に記録することができないものを含む。）を使用してその電磁的記録の授受及び保存を行うこと。

③ その電子取引の取引情報（請求書・納品書等の重要書類に通常記載される事項に限る。）に係る電磁的記録の記録事項とその取引情報に関連する国税関係帳簿に係る電磁的記録等の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。

④ 上記①及び②の特定電子計算機処理システムを使用してその電子取引の取引情報に係る電磁的記録の授受及び保存を行ったことを確認することができるようにしておくこと。

(2) 上記(1)の改正に伴い、所得税の青色申告特別控除の控除額 65 万円の適用要件について、仕訳帳等につき国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っていることに代えて、特定電子計算機処理システムを使用するとともに、電子取引の取引情報に係る電磁的記録（特定電磁的記録に限る。）のうちその保存が当該特定電子計算機処理システムを使用して上記(1)の要件（上記(1)の届出書に係る要件を含む。）を満たすことができるものは当該要件に従って保存を行っていることとするを可能とするほか、所要の措置を講ずる。

(注1) 上記(1)の改正は令和9年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について、上記(2)の改正は令和9年分以後の所得税について、それぞれ適用する。

(注2) 上記の「特定電磁的記録」とは、次に掲げる電磁的記録をいう。

① 保存要件に従って保存が行われている電子取引の取引情報に係る電磁的記録

② 災害その他やむを得ない事情により、保存要件に従って電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存をすることができなかつたことを証明した場合又は納税地等の所轄税務署長が保存要件に従ってその電磁的記録の保存をすることができなかつたことについて相当の理由があると認めた一定の場合に、保存要件にかかわらず保存が行われているその電磁的記録

(注3) 上記の「特定電子計算機処理システム」とは、国税庁長官の定める基準に適合する電子計算機処理システムをいう。

(注4) 上記(注3)の「国税庁長官の定める基準」は、次に掲げるいずれかの電磁的記録（特定電磁的記録に限る。）を上記(1)に掲げる要件に従って保存を行うことができる機能を有していることとする。

① 仕入明細書又は適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録の仕様としてデジタル庁が管理するものに従って提供された電子取引の取引情報に係る電磁的記録

② 金融機関等のいずれかに預金口座又は貯金口座を開設している預金者又は貯金者の委託を受けて、その金融機関等が行うこれらの口座に係る資金を移動させる為替取引の取引情報に係る電磁的記録

(注5) 上記(1)の電磁的記録に係る重加算税の加重措置について、適用対象を明確化する運用上の対応を行う。

### 3 その他

(国 税)

(1) 添付書面等記載事項等のスキャナ読取り等の要件の見直し等による e-Tax の利便性の向上

電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により、申請書面等に記載すべき事項及び添付書面等に記載されている事項又は記載すべき事項を、スキャナによる読取り等により作成した電磁的記録（いわゆる「イメージデータ」）を送信する場合等の要件について、次の措置を講ずる。

- ① その読取り等の要件を白色から黒色までの階調が 256 階調以上であること（現行：赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ 256 階調以上であること）とする。
- ② そのファイル形式に J P E G（J P G）形式を加える。

（注 1）上記②の改正は、令和 10 年 1 月 1 日から施行する。

（注 2）上記の改正に伴い、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により申請等を行う際の送信可能なデータ容量を拡大する等のシステム改修を行う。

（注 3）令和 6 年度税制改正で措置することとされた「G ビズ I D との連携による e-Tax の利便性の向上」について、G ビズ I D メンバーを活用して、企業の内部統制を担保しつつ、e-Tax の利便性の更なる向上に向けたシステム改修を行う。

参考

1 所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案を反映した基礎控除額

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額	基礎控除額		
	改正後 <sup>(注1)</sup>		改正前
	令和 7・8 年分	令和 9 年分以後	
132 万円以下	95 万円 <sup>(注2)</sup>		48 万円
132 万円超 336 万円以下	88 万円 <sup>(注2)</sup>	58 万円	
336 万円超 489 万円以下	68 万円 <sup>(注2)</sup>		
489 万円超 655 万円以下	63 万円 <sup>(注2)</sup>		
655 万円超 2,350 万円以下	58 万円		

（注） 1 改正後の所得税法第 86 条の規定による基礎控除額 58 万円に、改正後の租税特別措置法第 41 条の 16 の 2 の規定による加算額を加算した額となります。

2 58 万円にそれぞれ 37 万円、30 万円、10 万円、5 万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 合計所得金額 2,350 万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

2 令和4年度の改正事項のうち、令和7年分の所得税から適用されるもの

東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、令和7年1月1日以後に居住の用に供する再建住宅のうち、警戒区域設定指示等の対象区域外に従前住宅が所在していた場合については、本特例の適用ができないこととする措置（「令和4年度税制改正の大綱（所得税関係）」3ページ）

3 令和5年度の改正事項のうち、令和7年分の所得税から適用されるもの

- (1) 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化（「令和5年度税制改正の大綱（所得税関係）」5～6ページ）
- (2) 特定事業継続力強化設備等の特別償却制度の見直し（「令和5年度税制改正の大綱（所得税関係）」13ページ）

4 令和6年度の改正事項のうち、令和7年分の所得税から適用されるもの

特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度、特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除制度及び特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却制度等の見直し（「令和6年度税制改正の大綱（所得税関係）」22～23ページ）

[「令和4年度税制改正の大綱（所得税関係）」はこちら](#)

[「令和5年度税制改正の大綱（所得税関係）」はこちら](#)

[「令和6年度税制改正の大綱（所得税関係）」はこちら](#)